

2020年度（令和2年度）母子生活支援施設のぞみ事業計画

2020年2月に母子生活支援施設のぞみ建替更新整備工事が完了しました。新しい建物は、基準を大きく上回る広い居室、複層ガラスで断熱効率も高く、換気機能も充実しており、入所される方々に快適な住環境を提供することができます。また、保育室も広くなり、シャワーや幼児用手洗いなど保育所と同等の設備を設けています。広いホールを中心に事務室、相談室、保育室が管理棟内に配置されています。これにより、地域の皆様と交流する上で、以前に比べ格段に使い勝手の良い空間が生まれました。工事完了に至るまでの、数多くの皆様の祈りとご支援に深く感謝しています。改築した建物を活用し、母と子の福祉、地域の福祉に貢献することが今後の課題です。貧困、孤立、格差、虐待、若年母子、特定妊婦など地域社会には支援が必要な課題が山積しています。これらの課題に向き合い問題解決へと導くことが私たちの使命です。

2020年度は施設にとって新たな歩みだしの時となります。先に述べた社会的課題を踏まえつつ、①施設の活用、②財務基盤の安定、③人材育成・確保を重点において施設の運営を図ります。

一つ目の施設の活用についてですが、まずは新たな入所により定員を充足させ自立に向けた支援を行うことです。これは母子生活支援施設が社会資源として果たすべき重要な役割です。支援を求めている当事者の方々に情報が届きやすいようにパンフレットを作成し、関係機関に配布していますが、今後も見学会の開催含め情報発信の工夫をします。施設の活用として今一つ重点を置きたいのが地域貢献です。入口にあえて門を持たない造の施設ですが、営みそのものが地域に開かれたものとなるよう事業活動を推進します。

次に、財務基盤の安定についてですが、これには数値目標を掲げ、中長期の視点に立脚した計画の策定が必須となります。措置費を主とした収入の見込み、償還金、人件費、事業費、事務費の各項目の支出見込みをもとに中長期事業計画を策定しています。償還金については今後20年間継続します。措置費収入は入所世帯数によるところが大きいですが、職員の数と定着率にも関係しています。これらを勘案した計画です。

人材育成と確保は事業を継続していくうえで重要な事柄です。定数以上の人材確保と定着率の向上を目指します。一昨年より導入しているOJT強化、個別研修プログラムを用いるなど人材育成にも力を注ぎます。人材育成を行う上で根幹となるのが、法人の理念と施設の基本方針です。法人の理念のもと施設の基本方針を策定しているところですが、2020年度は基本方針を少し見直しました。内容に変化はありませんが、項目と説明に分け、より具体的な行動指針になるように配慮したものです。

母と子の未来、そして私たちが暮らすこの地域が明るくのぞみが持てるようにと祈りを込めて、ここに2020年度の事業を計画するものです。

【基本方針】

私たちは、キリスト教精神に基づき、以下の方針を基本において支援を行います。

項目	説明
1、安心安全	この施設に至るまでに様々な困難に出会われてきた方々に「安心安全」な場を提供することはとても重要なことです。ここでいう安心安全は単に設備や環境だけをいうのではなく、信頼できる人、支えてくれる人といった人的環境が含まれています。
2、あるがままに受け止める	「ひとりひとりがあるがままに受け止める」これは受容するという事です。人は、それぞれに自己の概念があるため、相手を受容するという事はとても困難な作業となります。しかし支援は相手を受容することから始まります。受容したうえで初めて課題に向き合うことができるのです。
3、自立につながる支援	施設におけるサービス提供の意義、目的は、利用者個々の自立につながる支援を行うことにあります。子どもの権利擁護の視点に立ち利用者の意向が反映され、理解が得られる支援を目指します。また、見立て、計画立案、支援の提供、評価のサイクルによって支援が適切に実行されることを目指します。
4、繋がりを大切にす る	社会的孤立が虐待問題等悲惨な状況を生み出しています。私たちは孤立を生み出さないよう、日常の支援から専門機関の活用を含め様々な支援提供の場面で、工夫や配慮を行います。
5、地域貢献	私たちは、これまで培ってきた子育て支援機能を地域社会に還元する事業に取り組みます。また、関係機関や地域住民との交流によって、地域社会に施設の機能や役割について理解を得るとともに、施設の活用が推進されるよう取り組みます。

1、職員配置

<常勤職員> 13名、20世帯の職員配置基準を上回る配置

施設長 1名 母子支援員3名 母子支援員（特別指導指導加算職員）2名

少年指導員兼事務員3名 個別対応職員2名 保育士1名

調理員等1名

<非常勤職員>

嘱託医1名 宿直要員2名

○職員の勤務時間 7：00～22：00の間の6～8時間

宿直体制 22：00～翌朝7：00

2、職員研修

○法人の基本理念・施設の基本方針、母子生活支援施設倫理綱領について理解を深める。

○OJT (On The Job Training) の強化

施設の上司や先輩などから職務に必要な視点や知識・技術などの指導を受ける、または母親や子どもたちとの関りを通して新たな気づきを得るなど、職員が日々の業務経験を通して育つ過程を支える。これらを意図的・計画的・継続的に展開することにより、職員全体の力量を育成することを狙いとする。

主な OJT 場面

- ・スーパーバイズ 月1回 (グループスーパーバイズ 個人スーパーバイズ)
 - ・ケースカンファレンス 定期カンファレンス年2回 緊急カンファレンス
- 入所前後・退所前後カンファレンス
- ・委員会活動 職員会に諮る前の企画検討と会議後の具体的実施。
権利擁護、虐待防止、安全管理、衛生問題、緊急対応など
 - ・コンサルテーション 医師・心理士などの専門家の助言

○個別研修プログラムの活用

全母協のプログラムをもとに当施設版を作成。職員レベル、経験年数、研修履歴年度目標、研修計画、評価、総合評価で構成。外部研修の成果を日々の業務に生かすことに力を入れる。

○全国単位の研修に3名派遣、ブロック研修に3名派遣を予定。
県外研修については県の補助金を活用する。

3、施設整備に関する事

中庭 ガーデニング芝生化工事

改築後1年点検

日常管理 月次点検

4、安全管理

○緊急時の対応策 マニュアルの見直しと周知 対応訓練の実施

○防犯関係

平素より警察署と連絡を密にしていく。入退所及び在籍世帯の状況に関する情報の共有を図っていく。

防犯カメラ、通報ベル等の取扱いについて職員に周知する。

○防災関係

9月、消防署と連携して防災訓練を実施する。又、大規模災害に備えて地元の自治体と平成28年7月、災害時等における避難行動要支援者の避難のための施設利用に関する協定書を結んでいる。

○交通安全関係

7月、警察署の協力を得て交通安全教室を行う。春と秋には、交通安全週間にあわせて交通安全について周知をしていく。

5、利用者支援の内容

○年間行事（※開催日が変更になる場合あり。）

4月入学進級祝い 6月親子夕食会(焼肉の日) 8月納涼祭

9月総合防災訓練 11月親子遠足 12月クリスマスの集い

1月新年会 避難訓練月1回

○各グループ行事

幼児 - お誕生会 製作活動 おやつ作り 戸外あそび

小学生 - ミーティング お誕生会 製作活動 ミニクッキング

小遠足 キャンプ

中高生 - ミーティング 食事会 奉仕作業

母親 - 定例会月1回 奉仕作業 趣味の活動

○学習会『びよんびよん学習塾』の利用 個別の学習支援

○自立支援計画

【作成の目的】

- ・ひとり一人に寄り添い、その人なりの自立の形を共に考え、自立への課程を支援する。
- ・アセスメントでニーズや課題、利用者やその環境の状況を把握し、支援計画を立て、実行し結果を評価する。

※上記により、職員は常に「自分が行っている支援の意味」を意識し、「今自分が支援において何をしているのか」を明確に理解して支援にあたる事が出来る。

- ・母子が自己決定・自己選択によって、自分らしく生き生きと生活できるように支援していく。

【支援計画の手順】

- ・自立支援計画策定（システム利用）
- ・自立支援面談（年2回／9月・3月）
- ・子どもの面談（年2回／9月・3月）
 - 丁寧な母親と子どもの意志を確認する。
 - 母親とは個別に行い、中学生以上を対象とする。
- ・担当ケースの日々の観察・記録
 - ※観察・記録は担当以外のケースについても行うこと。
- ・自立支援メニューの実行・評価・見直し・終結
- ・入所委託期間の確認
 - ※ニーズが解決に至っていない場合の退所は出来るだけ避ける。
- ・ケースの状況によって、必要な人や関係機関（支援）と利用者を繋いでいく。
- ・ケース検討会を行う（アセスメント・プランニング）
- ・ケースファイルの整理（誰が見てもわかりやすいように）

～主な支援内容～

《児童向け》

乳幼児の保育、学童保育、学習支援、不登校時の個別支援、進路相談、
通院支援、心理的ケア、学校保育所等関係機関との連絡調整、その他

《母親(保護者)向け》

相談対応：生活、経済、就労、子育て、離婚問題 他

家事支援、通院支援、福祉事務所等関係機関との連絡調整

調停等法的課題に関する支援、諸手続き事務支援、心理的ケア、その他

○退所後の支援(アフターケア)

相談対応(生活や養育等) 架電 学童保育 学習会

行事に招待 居宅訪問 などの支援

要保護児童対策協議会との連携

6、関係機関との連携

各関係機関とは利用者のニーズや地域の子育てニーズを共有し、課題解決のため、
ケース検討や具体的支援を連携して行う。

○主な関係機関

福祉	所轄の福祉事務所他関係する市町村の福祉事務所 子どもを守る地域支援協議会 福祉相談センター(児童相談・婦人相談) 保育所 障害者・児支援事業所 社会福祉協議会(県・町)
教育	教育委員会 学校
保健医療	嘱託医 保健センター 病院(内科・小児科・精神科・総合病院) 療育園
安全対策	警察署 警備会社 消防署
司法	裁判所・担当弁護士
就労	ハローワーク・利用者が就労している事業所

7、地域交流と地域貢献

○学習支援事業、子どもの居場所づくり事業との連携。

地域に暮らす子育て世帯を対象に、学童保育を若干名受け入れ。

○家庭問題、養育問題等の相談対応

当事者及び関係機関からの相談に対応する。

○法制度外で支援を必要とする人の一時保護。

宿泊施設備品の用意あり。常時受け入れ態勢を整えておく。

○実習生・ボランティアの受け入れ

○行事に退所者や地域の関係者を招待

2020年度子どもの学習支援事業計画

子育て世帯の貧困連鎖防止を目的とした事業。関係自治体の協力連携を得ながら、ニーズを把握し実施する。

[対象]

小学生及び中学生

施設入所児童に加え地域のひとり親家庭の児童で支援を必要とする児童を受け入れる。(ひとり親家庭に限らず、特別事情により支援が必要な場合は相談の上応じる。)

[日時]

火・水・木・金	放課後16:00～18:00	小学生1年～6年対象
月・金	18:30～20:30	小学生5・6年、中学生が対象
水	18:30～20:30	中学生・高校生が対象
土	14:00～16:00	中学生・高校生が対象
土	9:00～12:00	小学生1年～6年対象

※学習支援員の増員確保ができれば中学生も対象にする。

[内容]

宿題を中心に、わからないところを教えてもらう。

土曜日は終了後に軽食支給

※必要に応じて送迎を行う

[支援者]

コーディネーター兼学習支援員1名

学習支援員5名 曜日や時間帯によって交替する。

2020年度子どもの居場所づくり事業計画

当年度は関係自治体からの補助は受けず、法人の公益事業として運営を行う。

○「のぞみおやこ食堂」の運営

【事業内容】

[目的]

子育て世帯は、時間や経済等にゆとりのない生活をしていることが多く、特にひとり親世帯においては深刻である。食事の準備や片付けの心配をしないでゆったりと食事をする機会を提供することにより、生活にゆとりが生まれ健全な親子関係が育まれることを期待し、以下のような効果が生まれることを目的とする。

- ・児童にとって安心安全な居場所ができる。
- ・健全な生活習慣やマナーを習得できる。
- ・食生活の改善、食文化の継承が図られる。
- ・学習支援事業と連動することにより事業の効果が上がる。
- ・支援のネットワークが強化されることにより地域福祉が向上する。
- ・世代間の交流が生まれ、孤独、孤立の防止や緩和につながる。
- ・支援が必要な世帯の早期把握と支援実施を推進することができる。

[対象]

学習支援を利用している児童

ひとり親家庭の児童及びその保護者

本事業に関心のある方

[場所]

パレアナの家地域交流スペース(通称：ホットルーム)

又は 母子生活支援施設のぞみホールを使用

[開催日時]

月2回程度 第2・第4金曜日 17:30～19:00

[料金]

児童無料 大人200円

[提供できる食事の量と内容]

1回に30食程度

個別とりわけのスタイルを中心とする。ブッフェスタイルは見合わせる。

地元で採れた食材を活用し季節感のあるメニューを提供

手早く、簡単、おいしいメニューの提案を行う。